

状況づけられた調査と倫理審査の試練

——研究倫理の普遍性とローカル性をめぐる論争過程——

大阪市立大学 川野英二

現在の大学制度のなかでは、社会学会や社会調査協会のような専門的な世界とは異なる状況のなかで社会調査の意義と固有性を正当化しなければならないことがある。本報告では、現在の社会調査の実践が置かれている三つの状況、つまり大学組織、学際研究、そして各々の大学で独立して設置されている倫理審査委員会における社会調査の位置づけについてとりあげ、社会調査の企画が倫理審査を受けるさいに直面する困難が、制度的状況によってどのように異なるのかについて考察する手がかりとしたい。

筆者の所属する公立大学のように、設置団体が自治体で、地域社会への貢献が強く求められる大学に社会学が設置されている場合、自治体や地元の市民団体などから調査委託を受けるなど、地域コミュニティを対象とした調査を社会学者が実施する機会が少なくない。また、社会学という学問分野がそれぞれの大学や学部のなかで占める位置も多様である。社会学部として独立しているケースをのぞけば、社会学は文学部や学際学部、看護・福祉系の学部・大学など、多様な分野が同居する学部のなかで、ある場合は小さな教室として、ある場合は教員個人がバラバラに配置されていることもしばしばである。さらに、基盤経費の縮小とともに学内外の戦略的予算への応募を所属大学から強く求められるようになり、そのさいには文理融合型の学際的研究プロジェクトを立ち上げ、メンバーとしてかかわらざるをえないこともある。

このような状況のなかで社会調査を実施しようとする場合、学内の倫理審査を受ける必要性が高まると、とくに社会調査は大きな課題を突きつけられることになる。倫理審査委員の多くが社会学者ではなく、たとえば医学分野と共同研究をおこなうさいには、医学と同様の基準で倫理審査を受けざるをえない。医療系の大学の場合は他の大学・機関よりも厳格な倫理審査を受けているかもしれない。このような場合、医療倫理のガイドラインが機械的に社会調査に適用される可能性も高まる。少数派の社会学者が他分野の圧倒的多数の前で、社会調査の意義と固有性について正当化をおこない、説得を試みなければならないが、それは必ずしも容易なものではない。

本報告では、報告者が勤務する大学において社会調査を実施しようとしたさいに、倫理審査の過程で発生した問題を例にとりあげる。そのさいに生じた問題ないしは論争のポイントは、第一に生物医学モデルを参照した倫理基準を適用して同意書への署名が必要とされることがあり、それがかえって社会調査にとっては倫理上問題となりうるという点、また「人権」の擁護という普遍的な原則に照らしてそのつど実験・調査のケースを判断すべきか、あるいは研究方法のちがいにより倫理審査基準を分類しローカル化すべきかという点である。社会学者にとっては調査が臨床試験や実験とは異なることは自明であるが、他分野からなる倫理審査委員にとってはそうとはかぎらない。また、各大学で規定されている倫理審査基準が一様ではないのはなぜなのか。基準が制定されるなかで、あるいは審査の過程で、研究倫理をめぐって「論争 controversy」が生じることもある。本報告では、この「論争」のブラックボックスを少しだけ開けて、研究倫理審査の基準をめぐり論争過程を描いてみたい。